

文化審議会文化財分科会企画調査会（第 2 回）議事要旨（案）

1. 日 時

平成 25 年 8 月 28 日（水） 15 : 00 ~ 17 : 00

2. 場 所

文化庁第 2 会議室（旧文部省庁舎 2 F）

3. 出席者

（委 員）

亀井会長、福家会長代理、伊佐治委員、井上委員、大國委員、甲元委員、野本委員、村上委員

（事務局）

河村文化庁次長、石野文化財部長、大和文化財鑑査官、平林伝統文化課長、江崎美術学芸課長、榎本記念物課長、村田参事官（建造物担当）、田村文化財保護調整室長、その他関係官

4. 議事等

（1）前回の議事要旨及び主な意見の確認が行われた。

（2）事務局より中央教育審議会教育制度分科会において配付された「教育委員会制度の改革に関する論点メモ」、それを受けて作成された「教育委員会制度の改革に関する文化財保護行政上の論点」について説明が行われた後、各委員より教育委員会制度の改革に関する文化財保護行政上の論点について順次発言がなされた。

- 教育委員会が首長部局から独立していることで、専門的観点から事務執行ができ、政治的中立性も確保される。文化財保護行政については、首長部局とリンクしながら執行することが必要。例えば、太宰府市では、まちづくりの観点で連携するなどの形で執行してきて、今まで問題なかったし、それを改善していけばよいと思う。
- 太宰府市では、毎週月曜日に市長・教育長・副市長の 3 者で情報交換を行い、教育委員とも定期的に協議の機会を持つなど、情報共有を図っている。文化財保護行政については、首長から独立した上で、基本的には教育委員会の中で執行することが望ましいと思っている。
- 文化財保護行政については、政治的中立性の担保が必要な部分とそうでない部分があり、場合分けして整理する必要がある。例えば、文化財の活用について政治的中立性は必要ないが、文化財の指定・指定の解除や埋蔵文化財については政治的中立性の担保が必要。
- 首長部局では首長の意向が非常に大きい。首長部局の価値観との相違で、文化財保護の観点

と相容れないケースもあり問題となったことがあった。また、政治的中立性については、埋蔵文化財だけではなく文化財の指定にも関係してくる。例えば、市町村指定文化財を県指定文化財に指定してほしいと首長サイドから要望があったりする。そういう場合、文化財保護の専門的見地に立脚する、首長とワンクッションがある現行の制度で助かっている部分もある。

- 継続性は非常に重要。首長部局の人事異動は通常2～3年、長くて5年程度だが、教育委員会の文化財保護担当者の人事異動は5～10年程度で継続性が確保されている。文化財保護行政には長期的な視点が必要なことから、首長部局の人事体制と違った原則に則り行政ができるところで執行される方がよいと感じている。
- 教育委員会が、資料5-2の1頁の「改革の方向性」の①に近い現状となっている自治体もある。また、首長と教育委員会の関係が良好な場合は問題ないが、そうでない場合、一定の独立性を保つ制度として残しておく必要がある。仮に教育委員会が首長の附属機関となった場合、何かあった時にコントロールが効かなくなる恐れがあると感じる。
- 開発行為との均衡について、開発行為は首長部局に限らず、学校建設など教育委員会の内部でもあり、必ずしも開発行為イコール首長部局ではないのではないかと感じる。
- 文化財をまちづくりに活かしていくため組織の見直しを考えた際、開発部局に取り込まれるのは嫌だという意見と、開発部局と文化財保護部局が対等の立場で新たな組織を作り成功している事例もあり、それならよいという意見もある。
- 文化財の特性として時間単位が長い点があり、首長部局の時間単位とは大きく異なっている。また、文化財は、代替不能の材料を扱っているが、首長部局は間違っても修正できるという感覚を持っており、その辺りのニュアンスの違いはとても大きい。
- 政治的中立性を考えるとき、埋蔵文化財の分野だけでなく、文化財保護では、社寺の建造物を多く取り扱っていることも考える必要がある。宗教的な施設を取り扱う際には、政教分離の憲法上の解釈があり、指定などの措置で整理しているが、首長部局ではその辺りをあまり考えていないと感じる。また、高速道路建設の予定地で発掘調査した古墳について、組織が違うことで何とか保存できたこともある。文化財保護については、専門的・中立的な観点から物事を判断する現行の教育委員会で担当する方がベターだと考える。
- 小規模な自治体では、文化財の専門職員を十分に配置できない現状もある。その場合、政治的中立性の根拠となる専門性が担保できなくなることから、専門性の確保のため、小規模な教育委員会に対して都道府県が支援するなどのシステムも考える必要がある。
- 教育委員会の文化財保護行政は、非常に優れたシステムである。例えば、文化財の指定に際して、学術的専門性を有する地方文化財保護審議会の委員が専門的見地から審議し、それを受

けて、教育委員会において教育行政に高い識見を有する教育委員が長期的展望から判断する仕組みとなっており、中立性、継続性を保つ上で非常に有効。一旦失われると元に戻らない文化財を扱う上で、大変よい制度だと考える。

- 首長の選挙の際、文化財保護は選挙の論点としては挙がりにくく、首長が文化財保護に対してどのような考えを持っているのか有権者には伝わってこない。したがって、教育委員会が一定程度の独立性・中立性・継続性を維持しながら文化財を保護する現行の制度は有効だと考える。
- 文化財の保護は教育委員会の所管だが、教育委員はほとんどが学校教育の関係者で、文化財保護の専門家がほとんどいないことから、地方文化財保護審議会の権限をもっと強化できないか。例えば、地方文化財保護審議会を第三者委員会のような形にすれば、政治的中立性や独立性を保つことができる。
- 小規模な市町村は教育委員会自体が小さく、地方文化財保護審議会の実態がほとんどないところもある。足腰の弱い小規模な市町村に対して都道府県が支援できるよう指導・助言等の権限を強くし、県の管内の全ての市町村の文化財が同一の取扱いとなるようにする必要がある。
- 史跡を調査して指定し、整備が完了するには10年はかかり、首長の任期よりも遥かに長い期間を要する。文化財保護行政は50年後、100年後を見据えるもので、長期的なスパンで見ることができるところで執行する必要がある。
- 文化財保護行政は、文化財保護法により国が指定して保護するものと地方公共団体が条例により指定して保護するものがあり、きわめてヒエラルキー構造を成している。これらを横断的に保護するためには、根本的に仕組みを変える必要があるのではないか。特に、地方文化財保護審議会の権限強化については、現在任意設置とされているところを必置とし、事務分掌を教育委員会から分離するなどの仕掛けが必要。
- 文化財保護行政は、早期から地方分権が徹底されており、それが長所でもあり短所でもある。地方指定文化財に対して国は関与せず、また市町村指定文化財に対して都道府県は関与しない。したがって、国指定や都道府県指定の文化財のない市町村の文化財保護体制は脆弱で、同じ県内でも市町村ごとのレベル差は大きい。レベル差の解消のためには、文化財の悉皆調査が有効であるが、非常に難しい。他方、調査の実施に当たって国庫補助を活用できる場合もある。都道府県の体制を整えて、都道府県レベルで管内の文化財の保護について目の行き届くシステムの構築が必要。
- これまで地方指定文化財は、文化庁の補助金の対象となっていなかったが、歴史まちづくり法の施行で、国交省の補助金を地方指定文化財でも使うことができるようになった。しかし、まちづくり部局の所管で、教育委員会では関与しにくい。このような日本の文化財保護体系に

ついて、教育委員会制度とは別に検討していただければと考えている。

- 文化財保護指導委員は、各都道府県に設置され、管内の文化財を巡視し指導・助言をする文化財パトロールを行っているが、内容は改善の余地がある。地域の民間のリーダーなど人材を育成し、地域の文化財を地域で守るシステムを構築する必要がある。兵庫県では、地域の文化財を発見し、活用する人材としてヘリテージマネージャーを育成し、地域で活躍している。
- 文化財の指定については、地方文化財保護審議会の専門性が担保されていれば、首長部局でも教育委員会でも問題ない。他方、整備や活用については、審議会の専門性が担保されていれば、首長部局にあった方が予算を獲得しやすいようにも思うし、国交省の予算や各種起債を使えるようになる。一方、現状変更の許可については、開発行為との均衡で、首長部局では難しい。また、軽微な現状変更の許可（地方文化財保護審議会にかけない日常的なもの）について、どうするのかなど分けて議論する必要がある。
- 第一線で文化財保護にあたる職員の専門性の確保の方が、政治的中立性の確保よりも現実的な課題なのではないか。
- 文化財保護に当たっての専門性・安定性・継続性の観点から考えると、今の体系の中で、教育委員会に任せるのが良いと考える。また、教育委員会から文化財の情報が報告されてこないと首長も何もできないため、いかに市民のために文化財を守っていくか、首長と教育委員会をつなぐ部分をどうするかが大切。
- 予算を獲得しやすいから首長部局に置くことに余り意味はなく、将来にわたって継続的に文化財を守り、市民に関心や理解を持ってもらえる取組が大事。
- 教育委員会と首長が連携できているところはうまくいっているが、そうでないところは難しい。教育委員会が文化財保護を所管する現状の制度はそのままにしておき、首長との連携をより密にすることが大切。そういう点で、より小規模な自治体ほどより密な連携ができる可能性は高い。
- 史跡を指定したとしても、最終的にそれを守り、活用するのは地域住民。地元の教育委員会と地域住民が盛り上げ、学校教育の中に取り入れるなどの形で活用する必要がある。そのためにも、内部の密接な連携が必要。
- 「改革の方向性」の②のイメージの公安委員会は都道府県のみを設置だが、文化財保護については市町村でも条例を定めて地方文化財保護審議会を設置しており、二重構造となっているため仕組みとしてどうするか整理する必要がある。
- 教育委員会が公安委員会のように大綱方針のみをコントロールする場合には、教育長に文化

財保護に関する事務を執行させればうまくいくのではないか。

- 「改革の方向性」の①の場合は、首長部局の中に文化財保護行政も入るので、文化財保護の理念を貫徹させるためには、地方文化財保護審議会をしっかりと位置付け、重要視させる必要がある。②の場合は、文化財保護については従来とあまり変わらないと感じる。③の場合には、指定の権限などは基本的に教育長で、地方文化財保護審議会は教育長の附属機関となるが、同じく附属機関の教育委員会と二重構造になってしまう。そうであれば、地方文化財保護審議会を教育委員会の附属機関とするなど様々な技術的方法が考えられるが、教育長に全ての権限を一任するのではなく、附属機関の教育委員会に従来の全体的な視野や偏りを防ぐチェック機能を付与してバランスをとることなども考えられる。
 - 2040年には75%の市町村が人口5万人以下ぐらいになるという試算もあり、それを見通して人口の小規模な地方自治体が増えていく中でそれをいかに支援していくかという制度設計を考える必要がある。専門性がある始めて、政治的中立性や開発行為との均衡も確保されると考える。
 - 文化財保護は非常に時間がかかるもので、性急にやりすぎると価値判断を間違ったり、誤った整備をしてしまうことがあり、時間を掛ける必要がある。一方、開発側も人口が減少してくると、いつまでも新規開発という訳にいかず、今までの都市インフラをストックとして考えて、その補修にシフトしていくことになる。そうなった場合、文化財の持つ保存・修理のノウハウを活用することができ、文化財保護行政はますます重要になってくるものと考えられる。
- (3) 事務局より「文化財に係る情報発信・活用方法の在り方」について説明が行われた後、各委員より今後の文化財に係る情報発信・活用方法の在り方について順次発言がなされた。
- 統一コンセプトの下で文化財を発信していくことは重要。歴史文化基本構想でも、ストーリー性を持って関連文化財を一つの群として捉えて、一体的に保存と活用を図ることが望ましいと提言されている。
 - 資料7の1頁にある「文化財保護法上の類型にとらわれず」というフレーズは大きな意味がある。文化財の発信ということになると指定文化財が基本であり、そうでないものを発信するのは難しい。また、文化財単体を発信するだけでなく、それに関わる人の活動、伝統的な盆踊りや神楽なども併せて発信することで、全体として魅力が高まる。例えば、先日、ベトナムのフェスティバルに太田市から出演した際も、石見銀山遺跡だけでなく、そこで活動する神楽やコーラスなども併せて紹介することで非常に豊かな情報として発信できた。
 - 長期間にわたり各地を訪問し、古城など古い建物に滞在しながらその土地の文化を五感で体感するスペインの「パラドール」やポルトガルの「ポサーダ」といったものが日本にはない。

そういうものが日本にもあれば、世界的な商品になると思うが、文化財を宿泊施設に活用する場合、建築基準法や旅館業法、消防法などの問題があり、観光振興で売り出す場合その調整をどこがやるのかという問題もある。出来る範囲で少しずつでも取り組んでいくことが必要。

- 以前に中山道でドイツ人の日本の古道を訪ねるツアーの一行と一緒にになった。ツアーでは更に鎌倉や日光の古道も回るとのことで、日本人も歩かないようなところを歩く、日本の古道を体感したいというドイツ人グループのツアーがあることを知り衝撃を受けた。いわゆる光る「Treasure」だけでなく、このような日本文化の真髄に迫る「Treasure」をいかに開発していくか。観光サイドではできないので、文化財サイドから取り組む必要があるのではないか。
- 「阿波の藍」は、近世では「ジャパン・ブルー」と言われ、世界的に誇る日本の文化であったが、文化財保護体系では有形、無形、民俗文化財と個別に分化してストーリー化できていない。こういったものを1つの文化体系と捉えてストーリー化し発信できるのは文化財サイドしかない。
- 平成17年に近畿2府7県からなる近畿ブロック知事会広域政策課題（文化）研究会で「道と文化財」というホームページを共同制作した。「信仰の道」「芸能・行事の道」など関連テーマを設定して約500件の文化財をピックアップしたが、国宝・重要文化財+αで色々なものができると感じた。
- 以前、文化庁で全国の自治体に世界遺産を公募した際、多種多様なストーリーが全国から寄せられた。その熱意を活用して、例えば「日本遺産」公募という形で打ち出せば、いろんなアイデアが出てくるのではないか。
- 一番発信がしやすいのは重要伝統的建造物群保存地区。重要伝統的建造物群保存地区は、「港町」等地区種別があり、それらをテーマごとに繋げるだけでストーリーとして発信できる。また、重要伝統的建造物群保存地区には現役で人々が生活しており、無形文化財などとも絡めてストーリーを作ることができ、それらを含めてトータルで日本を発信できる。
- 松本市では、市内の各博物館と地域の自然環境・文化遺産を結びこれらをひとつの博物館としてまとめる「松本まるごと博物館構想」に取り組んでいる。当初は歴史文化基本構想の基本理念と重なっていたが、現在は本館と9つの分館のネットワーク的なもの、ハード面の整備に特化してきたこともあり、今年から5年間かけて様々な文化遺産を一挙に捉えてストーリー化する歴史文化基本構想に取り組み、博物館構想に活かしていきたい。
- 文化財の対外的な発信は、外務省や在外公館、在外の様々な日本文化紹介の施設、日本文化研究の海外拠点との連携も必要。また、文化財機構でも、ただ作品を持って行くだけでは限界があることから、資料の提供とともに日本びいきの方との連携に取り組んでいる。ただし、すぐには効果があがってこないことや、文化財を前面に出すと専門的な分野に特化して、一般の

方に敬遠される部分もあり難しい。いずれにせよ、いろんな形で日本文化を発信することが、今後、日本が文化外交の中で生きていく上で必要。

- 東京国立近代美術館フィルムセンターで人間国宝の「わざ」を伝える文化庁企画工芸技術記録映画を見たが、日本の文化や歴史、産業の厚みを伝えるコンテンツとして大変優れていると感じた。これらを海外の人に見てもらえるように翻訳などナレーションを付けて発信すれば、本当の日本の魅力を伝えることができる。このような既存の映像コンテンツの活用も重要。

- 以前、日本の「無形文化財」と「選定保存技術保持者制度」についてヨーロッパの方に説明したところ、大変素晴らしい制度だと感心された。しかし、現行では、選定されている保持者はその分野の本当のトップだけで人数が少ない。海外では日本の職人の技術を高く評価しており、選定保存技術という制度もあるわけだから、例えば「1万人計画」とわかりやすい形で、レベルの高い職人や集団が多数いることを打ち出すことで、日本の技術の素晴らしさを外国の方により理解してもらえる。

(4) 今後のスケジュールについて事務局より説明が行われた。